

令和2年 第6回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年6月16日

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年6月16日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町伊南会館
- 3 出席した委員

農業委員 11名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 3名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門		
		田島第5	湯田 孝義		

- 4 欠席した委員

農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

推進委員 1名

田島第4	湯田 慎也				
------	-------	--	--	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 現状確認証明申請について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今より議事に入ります。 日程第1 「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出 がありました農業委員はおりません。本日の出席委員は11名ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達して おります。 また、会議規則第10条の規定により、4名の農地利用最適化推進委員 に出席を求めたところ、3名に出席していただいております。
議 長	日程第2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規 則第20条第2項の規定により、6番塩生隆晴委員、7番渡部一男委員を 指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい たします。
議 長	日程第3 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局	(事務局長が議案書にそって報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら お願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第4 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て」を議題といたします。 事件番号1から3について、地区担当調査委員の田島第5区湯田孝義 推進委員から調査結果の報告お願いいたします。
田島 5	譲渡人〇〇〇〇さん、**県の***市在住、譲受人は●●●●さん、 ***在住です。土地の所在は***、地目田、面積□□□□㎡、同じ く***、地目田、面積□□□□㎡、***、面積□□□□㎡、譲渡人 は現在、****市のほうに住んでおりまして、農業を廃止するために この3筆を△△△円で、10aあたり、△△△円で申請人に譲渡し、譲受 人は経営規模拡大の為申請地を買い付け、耕作物を植え付ける予定であ ります。農地法3条の許可の条件につきましても、下限面積につきまし ては、現在●●●●さんは□□□□㎡、合計で□□□□㎡やっております 問題はありません。2つ目、現在、年間150日以上必要な農作業常 時従事要件ですが、世帯合計年間450日で問題ございません。地域との 調和要件でございますが、申請地はそばを作る予定であり、譲受人は認

定農家ですので申請地周辺に影響与えることはないと考えられます。4
つ目、今回の申請農地を含め、所有している農地、あと、借受ている農
地の全ての効率的に耕作するための農機具ですが、トラクターを含め、
数多く所有しているので問題ありません。法人の関係ですが、現在個人
でやっておりますので問題ありません。こういう状況なので許可相当だ
と思いますので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、どうもご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご審議ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1から3について、原案のとおり決定す
ることにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1から3については原案のとおり決定いた
します。ありがとうございました。

議 長

次に事件番号4を議題といたします。地区担当調査委員の田島第2区
星又右エ門推進委員から調査結果の報告お願いいたします。

田島 2

私のほうから報告させていただきます。譲渡人は〇〇〇〇さん、農業
をやっており、住所は****、譲受人は●●●●さん、田んぼを作っ
ております。いとお同士でございまして、この土地でございしますが、〇
〇〇〇さんがなぜ、****に土地を持っていますかという、●●●
●さんのおばさんが〇〇〇〇さんのお母さんでございまして〇〇〇〇さ
んの家からこの土地のところにお嫁さんに来まして、ここを相続してい
ましたんですけれど家が無くなったという形でそのあとで、〇〇〇〇さ
んが平成 28 年に取得しまして相続したということでございます。面積
は□□□□㎡でございしますが、ここを買い受けて野菜畑にするというこ
とであります。農地法3条の許可要件から見ますと、私余計なことを言
いまして、●●●●君は、息子さんに経営譲渡しているんですけど、む
しろ、息子さんの名前のほうがいいんじゃないか。ということを漏らし
たんですが、この件につきまして、事務局に聞きましたということです。
農業に関する従事時間は250日ありますから、機械も十分そろってます
から問題はないんですけど、経営譲渡した者につきましての農地の取得
あるいは、所有につきまして、ここ最近についての具体的なものがあり
ましたら教えていただきたいと思いますのでよろしくご審議のほどよろ
しく願いいたします。

議 長	はい、どうもご苦勞様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご審議ございませんか。
田島 2	はい、議長。私が思うにはこの農業後継者の形って申請したほうがよかったなんてしゃべったんですが、その辺の見解を教えてくださいませんか。
事務局	事務局の八木沢です。経営移譲ということなんですけれども、経営移譲して新たに経営するとまずいとすれば、農業者年金をもらっている人がそれをやると年金の支給停止になるのでできないのですが、また、自分が取得して耕作することは可能ですので、農地法自体は、世帯等に対して、耕作を効率的に耕作しなさい。という内容になりますから、例えば名義上どうしても本人の希望で●●●●さんにしていると思うんですけども、その農地を息子さんが耕作しても何ら問題はない、法律上問題はありません。
田島 2	逆だ、逆。息子の名前で耕作してんだよ。経営移譲してんだから。その辺の中身。
事務局	今回の中身は●●●●さんが息子さんに自分の土地を経営移譲したと、経営移譲したけども新たに自分の名前で土地を所得したってことになるんですけども。農地を所得すること自体は特に問題はないと思うんですが。
田島 2	問題ないんだったらそれでいいんですが。
事務局	経営移譲して年金もらっているんでしたら、年金の停止の要件になります。年金は停止になります。それがなければ特に問題はないと思います。
田島 2	はい、わかった。
議 長	よろしいですか。他にございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 4 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 4 について原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長	続きまして、日程第5 「議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 調査担当の田島第1区 渡部昭雄推進委員から調査結果の報告をお願いします。
田島 1	6月の10日です、〇〇〇〇さんにお話を聞きまして、現在、〇〇〇〇さんは***に住んでおります。都市計画の土地に家を建てて、いずれは住む状態でございます。今回、一応家を建てたんですが仮換地ということで登記・地目変更ができないということで、今回その譲受人の●●●●さん、の方が事業を継続するということになります。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本件については、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号第1を議題といたします。地区担当調査委員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局からから説明お願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。湯田慎也推進委員より報告書、調査結果お預かりしておりますので報告をさせていただきます。×××地域の***となっておりますが地区でいいますと***地区というところになります。6月7日に譲受人、こちらに全権を委任しました行政書士がおるわけなんですけど、行政書士のほうに内容の聞き取り調査を実施したと言っております。調査の内容でございますけれども、農地法第5条の許可条件になります立地条件・一般基準、こちらを満たすかどうかを調査したとことでございます。申請人の土地の所在等につきましては議案書記載のとおりとなりますのでご参照いただければと思います。 まず、申請理由ですけれども、譲受人が現在使用している残土置き場、こちらがいっぱいとなりまして不足を生じることとなりました。その度に工事現場から常時出る残土の処理に困りまして早急に代替地が必要となりまして候補地の選定をしていたということなんですけれども、本社、***になるんですが、本社から近距離にある申請地、こちらが面積とも十分で事業の遂行上、管理上、最適だということで選定いたしました。

立地条件についてですけれども、これについて委員から事務局に調査依頼ありましたので事務局で調べた結果を委員のほうにお知らせしております。事務局で調べた結果ですけれども、申請地は隣接する東側の町道に上下水道が入っております。資料の2になります。資料の2になりますが、申請地の隣接している町道、こちらに上下水道が敷設しております。それとですね、申請地からおおむね 500m以内に◇◇◇◇学校、◇◇◇◇◇、こちらが存在しておりますので公共施設便益区域内農地になりまして、第3種農地となります。そういった判断をしたことを委員のほうに伝えてあります。次に一般基準の転用行為を行う必要を認められない行為とありますけれども、こちらにつきましては申請書には金融機関が発行しました残高証明書、口座の残高証明書が添付されてまして本件の事業費△△△△円を大きく上回る残高がありましたので問題はないとのことでした。2つ目、転用行為をする妨げの権利者の同意を得てない場合となりますけれども、こちらも登記簿を確認しましたが、抵当権などの権利の設定などはありませんでしたので問題はないとのことでした。3つ目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供する見込みがない場合についてですけれども、こちらは現在使用している残土置き場、資材置き場、こちらがすでに満杯でございますのですぐに転用事業に着手しないと事業のほう、自分の本業のほうに支障をきたすので問題なく早急に転用事業に着手する事が見込まれると思われまます。4つ目、申請にかかる事業についての行政庁の免許許可、認可の処遇、もしくは他の法令の調整が済んでいることということでありまますけれども、出入り口になる部分、町道に面してるものですから町の建設課と協議いたしまして、使用について問題ないとのこと、協議が済んでいるとのことでした。5つ目、転用の面積が申請にかかる事業目的じゃなくて適正と認められない場合がありますが、資材置き場、残土置き場につきまして転用面積の上限ございませけれども□□□□㎡強ありますが、こちらは特に資材置き場等としまして過大な面積ではないと思われまますので問題はないとのことでした。6つ目、最後の条件でございますが周辺農地の営農に支障を生じさせないか、被害防除措置の点でございますけれども、これにつきましては雨水につきましては道路側、町道側に傾斜をつけまして既設の町道に設置されてます側溝へ排出するという計画で、問題はございません。土砂の流出につきましては、敷地を転圧しまして砂利を敷設すると、そういう計画で敷地を増設するとのこと、問題はございませんとのこと、汚水は、汚水そのものは出ないとのことなので問題ないとのことでした。以上の結果から申請地につきましては許可が相当であるということで審議をお願いいたしますとのこと、でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査委員田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	はい。こちらは、全権を委任されている行政書士の〇〇〇〇さん、**市在住ですか、この方に聞き取りいたしました。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は●●●●さん、会社員です。現在●●●●さんは親の家で同居でございます。ただ、子供が大きくなりまして、家が狭くなった、手薄になったので自分で家を建てたい。建てる場所は、都市計画地域でございますので農業には問題ございません。面積が□□□□㎡、この場所は、駅とかスーパー、郵便局に近くて非常に生活しやすいということでここを選んだわけです。以上でございます。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については原案のとおり決定いたします。
議 長	続きまして事件番号3を議題といたします。地区担当調査委員田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。
田島 1	先ほど議案第2号に出てまいりました、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件なんです、こちらは令和元年12月に転用許可を受けまして既に都市計画区域内に新しい家を建てております。現在〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、こちらは無職というか定年退職されまして、二人とも地元出身なのでこちらに戻ってきたいということであります。〇〇〇〇さんの方は、***に住んでますが旦那さんの〇〇〇〇さんはコロナの影響で***に今も住んでます。そのままコロナが解決すれば戻ってきて一緒に生活するとのことでございます。実際に家を建てたところ、雪捨て場に

困るような問題が出てきたので、わずか□□㎡なんですが△△△△円いうことで、●●●●さんから買い上げをするところです。以上です。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については原案のとおり決定いたします。

議 長 次に事件番号4を議題といたします。地区担当調査委員田島第2区星又右エ門推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島2 譲渡人の○○○○さん、48歳、◇◇◇の社長です。譲受人は●●●●さんでございます。ということで、◆◆◆で駐車場が欲しいということで探したのが資料4、別紙があるようですのでそっちを開いてください。写真が載ってますから2ページを見ますと真ん中に◆◆◆となっておりますが、その南側になります。ちょうど、❖❖❖さんの隣にございまして現在まで、昨年までは❖❖❖さんのほうでここに野菜を作っていたんですけども、今年はここに駐車場をやってほしいというような要望を受けまして、ここを月△△△円で駐車場に貸すという形になっています。駐車場月△△△円っていうのは□□㎡で、月△△△円は坪単価にしますと、△△△円ということになりますが、結構高いなあって金額がするんですけども現在のこの△△△円を選定した理由は、それぞれの行政書士さんの助言を得たとのことと、今、1台駐車場料金月△△△円程度とのことで、この駐車場は20台程度入りますんでそしてなおかつ、◇◇◇は、営利法人ではないということでありまして、月△△△円ということで○○○のほうから要望をうかがってまいりました。そういうことによりますと、今まで事故があったわけですけども、事故を防ぐ、それから、職員の駐車場にしたいということでした。以上のことでご審議をお願いしたいと思います。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4については原案のとおり通り決定いたします。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7 「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題とします。調査担当の田島第5区湯田孝義推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。。
田島 5	はい、6月3日に、申請人〇〇〇〇さん、****所在地、で、自宅****、1時半に訪問いたしまして、申請理由としては、昭和49年に田を購入し利用していたんですが、店、****に一つしかないお店でして、当時としてはかなりのお店でして活躍していたみたいです。急遽倉庫や車庫が必要となったため自宅敷地内に利用できる土地がなくやもなくここに、倉庫、車庫を建築し、現在まで使用してきたと。当時当然申請すればよかったんですが、しないまま来ちゃったみたいです。そういった関係で、現況確認申請の許可要件ということですが、1つは、山林原野化し農地を復元することが著しく困難であること、というのは、当然埋め立てをしまして、コンクリートで土地を造成しここに建ててあります。キチンとした形で立っておりましたので回復は極めて困難と思います。2つ目は農地転用の許可を受けていたり、農地法に違反する状態の土地ではない、ということで、周りにいろいろな迷惑をかけるようなことがありますか。ということですが、ありません。次に農用地との関係ですけども、実際、非農地してから20年以上経過しまして、台帳は昭和53年に建築されてまして課税もそれなりにされてまして、税金のほうも納付されてますので今戻すということは不可能だと思われまので許可が相当であると思われまのでよろしく願いいたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本件については原案のとおり決定いたします。 以上で議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第8 「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の馬場でございます。それでは、議案第5の農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の12ページの利用権設定内訳6月分をご覧ください。筆数面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が32筆の33,174㎡、畑が39筆、128,040㎡。新規は田が60筆、38,354㎡、畑が6筆、5,136.66㎡となっております。再設定と新規合わせますと、田が92筆の71,528㎡、畑が45筆の133,176.66㎡となりまして、合計が、137筆の204,704.66㎡となっております。続きまして、13ページからは利用権設定の一覧となっております。まず、使用貸借権についてですが、左側の8番から11番の番号の4筆、それからちょっと飛ばしまして、17ページの左側の番号の90番から最後、137番までにつきましては、***の***地区、48筆で設定がでございます。設定の理由としましては、貸付人自身が自ら耕作できない為、農地を適切に管理してもらうため貸付人の希望により、設定をしております。尚、***の***地区ですね、今回48筆新規で上がっておりますが、これにつきましては***の***スキー場から***村に抜ける方面になるんですが、あの辺の農地一帯が不作付けの状態になっておりまして、今回◇◇◇◇さんがこれらの農地を集積いたしまして、牧草を作付けすると、いう計画になっております。以上、簡単でございますが説明を終わります。
議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案については原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第5号の審議を終了いたします。 総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に協議事項に入ります。事務局から説明してください。
事務局	(事務局長より先月総会の中で国や福島県に対する農業政策に関する要望事項検討の取りまとめ結果の説明・意見)

議 長	事務局からの説明が終わりました。これに関しての皆さんからの意見はございませんか。意見がございましたらお願いいたします。
田島 5	(湯田孝義推進委員からの意見の取りまとめの仕方・直接支払から大型化した経緯、中山間地域の落差、工事期間、担い手の育成、鳥獣被害等の意見)
議 長	はい、長々とありがとうございました。
事務局	(事務局長から質問、意見についての表現の仕方を考えるとの回答) (数人によりこの問題のほか、中間管理機構への意見や、問題等、意見交換)
議 長	他にございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) ないようですので、協議を終結します。 令和3年度農業政策に関する要望事項については、事務局原案のとおり福島県農業委員会のほうに提出することにいたします。
議 長	次に報告事項に入ります。事務局から報告してください。
事務局	(2 a 未満の農業用施設建築届について)
議 長	はい、説明が終わりました。これに関して見皆さんからご意見ございませんか。お願いいたします。
議 長	(「ありません。」の声あり) よろしいですか。ないようなので次回までの業務日程を事務局から説明してください。
事務局	(事務局長 業務日程について説明)
議 長	何か、ご質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) ないようなので、その他に入ります。
議 長	ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	長時間にわたりまして、質疑・協議ありがとうございました。以上を持ちまして令和2年第6回南会津町農業委員会総会を終了いたします。

閉会 午後 2時 25分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番

